

「北海道立美術館等作品収蔵計画策定検討会議」議事概要

- 1 開催日時 平成30年12月21日（金）13:30～15:00
- 2 開催場所 道庁別館7階 教育委員会室
- 3 出席委員数 11名
- 4 議事要旨

(1) 開会

生涯学習推進局長挨拶

(2) 意見交換

次の項目について、資料に基づき説明し、意見交換を行った。

ア 第3期北海道立美術館等作品収蔵計画（平成20年度策定）の評価（案）

評価の概要及び道立美術館等（近代美術館、三岸好太郎美術館、旭川美術館、函館美術館、帯広美術館、釧路芸術館）の館別評価（収集と活用状況）

イ 第4期北海道立美術館等作品収蔵計画（素案）

収蔵計画の変更点・考え方及び各道立美術館等の館別の収集方針、活用基本方針

<主な意見>

- ・日本三大写真発祥の地（横浜、長崎、函館）の一つを抱える北海道は、写真美術の聖地であるため、収蔵に関わらず写真の普及に向けた打出しが必要でないか。
- ・館別方針で収集対象として写真が入っているが、写真や映像の範囲は広いため、範囲を限定する必要はないか。
- ・美術作品の収集だけでなく、連動して二次資料の収集や調査も継続して行っていくことが必要である。調査を行うことで遺族や作家の信用を高め、収集につながる。つまり美術館活動のすべてが収集につながっている。
- ・「受贈」について、輸送等の経費を（遺族や作家ではなく）道立美術館で負担することで、より多くの作品収集につながることも考えられる。受贈における作品輸送の経費負担については、経費負担が原因で受贈が実現できなかった例もある。
- ・若手作家の展覧会を開催することで、作家の活動の幅が広がり収集につながることも考えられる。
- ・「北海道美術品取得基金」は、クラウドファンディング（寄附）を活用することも検討した方がよいのではないか。
- ・「アートギャラリー北海道」はコレクションの多様性により活動の意味が出てくる。
- ・道立美術館は北海道の美術史を担っていく立場であるため、平成以降、美術館として「持つべき」作品を持つべきである。コレクションの調査研究等を行うことで学芸員の育成にもつながる。
- ・「アートギャラリー北海道」は、美術館相互の展示だけでなく、「出張アート教室」や遠隔授業等の学校教育と連動した取組も実施できるとよいのではないか。
- ・アートギャラリー北海道の事業とは別に、道立美術館の所蔵作品の巡回展を実施してもよいのではないか。道立美術館同士の作品輸送について、保険料等の経費を節減できないか。